

## 議案第 19 号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって青森県市町村職員退職手当組合から十和田地区環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

十和田地区環境整備事務組合が令和 3 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約  
青森県市町村職員退職手当組合格約（昭和46年青森県知事許可）の  
一部を次のように変更する。

別表第1中「十和田地区環境整備事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。